

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月7日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第1号

勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則

勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和40年四日市市公平委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p>	<p>（勤務条件に関する措置の要求）</p> <p>第2条（略）</p> <p>2 前項の書面（以下「措置要求書」という。）には、次の各号に掲げる事項を記載し、措置の要求をしようとする職員が<u>署名押印して</u>正副各1通を適切な資料とともに公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(4)まで（略）</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（公平委員会事務局）